② 以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠ 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢ 会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣ 組合の理事

㈤ その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴ 優先交渉権者となるべき者の決定方法

イ）競争参加資格があることが確認された申請書等の提出者に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という。）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という。）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

ロ）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

⑵ 技術提案の評価に関する基準

イ）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

① 構造計画・施工計画

１）杉谷川橋の拡幅に関する構造計画

２）杉谷川橋の拡幅に関する架設計画

３）既設構造物の撤去等に関する提案

② 設計・工事の実施方針

１）設計の実施方針及び実施体制

２）工事の実施方針及び実施体制

ロ）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、説明書及び技術提案書作成要領による。

4　手続等

⑴ 担当部署　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　中川　聖子　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　電話06―6344―9242

⑵ 説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

① 交付期間　令和３年11月８日（月）から令和３年12月９日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

② 交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「211001162」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日、午前10時から午後４時まで、上記４⑴の場所において入手することができる。

⑶ 申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間　令和３年11月９日（火）から令和３年12月９日（木）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

② 提出場所　上記４⑴に同じ。

③ 提出方法　持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）すること。

⑷ 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期限　令和４年１月12日（水）から令和４年２月７日（月）までの休日を除く毎日、午前10時から午後４時まで。

② 提出場所　上記４⑴に同じ。

③ 提出方法　持参又は郵送すること。

5　その他

⑴ 契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

イ）入札保証金　免除

ロ）契約保証金　納付

ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 見積の無効　本公示に示した競争参加資格のない者のした見積、申請書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした者のした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

⑷ 契約の相手方の決定方法　優先交渉権者で、契約制限価格の制限の範囲内で有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

ただし、契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約の相手方としない。

⑸ 低入札価格調査　上記５⑷ただし書きの目的を達するため、本業務においては審査対象基準価格を設定し、見積価格がこれを下回る場合は、見積手続を保留し、当該見積者を対象として低入札価格調査を行う。ただし、建設工事における見積り合わせについては当該調査を行わない。

⑹ 見積者の故意又は重大な過失により見積書が無効となった場合は、当該見積者に対し、入札参加資格停止の措置を講じることがある。

⑺ 配置予定監理技術者の確認　契約の相手方決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。

⑻ 手続における交渉の有無　無

⑼ 契約書作成の要否　要

⑽ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　有

⑾ 関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。

⑿ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出の日において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀ 設計及び建設工事共同企業体により調査等業務を実施する場合は、調査等業務完了後に業務実績として認めるものとし、また、調査等業務に関する業務成績評定を調査等成績評定要領（平成18年要領第99号）に準じて、建設コンサルタント会社を評価する。

⒁ 西日本高速道路株式会社が発注する他の調査等に受注者が参加する場合、手持ち業務量における契約期間及び履行期間には、本設計業務に関する部分のみを対象とし、建設工事に関する部分は含まないものとする。

⒂ 詳細は説明書による。